

議題（１）規約・規程の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

本市機構改革等に伴い、本規約を改正するものである。

（２）改正内容

第 16 条第 2 項中、「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課」を「箕面市地域創造部交通政策室」に改める。

また、第 5 条第 4 項に基づいた別表について、「箕面市 地域創造部長」を「箕面市 政策総括監（地域創造部担当）兼地域創造部長」に改め、「箕面市 地域創造部 鉄道延伸・まちづくり政策 統括監」を「箕面市 政策総括監（地域創造部担当）」に改め、「東急不動産 S C マネジメント株式会社の代表（箕面マーケットパークヴィソラ）」を「東急不動産 S C マネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）」に改め、「街づくり支援センターみのおの代表」を削除し、区分第 5 条第 1 項第 2 号の欄に「公共交通に見識のある行政経験者」を追加する。

（３）新旧対照表

旧	新								
第 1 条～第 15 条 略	第 1 条～第 15 条 略								
第 16 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。	第 16 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。								
2 事務局は、箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課に置く。	2 事務局は、 <u>箕面市地域創造部交通政策室</u> に置く。								
3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。	3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。								
別表（第 5 条関係）	別表（第 5 条関係）								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 5 条</td> <td>箕面市 副市長（公共交通担当）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委 員	第 5 条	箕面市 副市長（公共交通担当）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 5 条</td> <td>箕面市 副市長（公共交通担当）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委 員	第 5 条	箕面市 副市長（公共交通担当）
区分	委 員								
第 5 条	箕面市 副市長（公共交通担当）								
区分	委 員								
第 5 条	箕面市 副市長（公共交通担当）								

第 1 項 第 1 号	箕面市 市政統括監	第 1 項 第 1 号	箕面市 市政統括監
	箕面市 地域創造部長		箕面市 政策総括監 (地域創造部担当) 兼 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 政策総括監 (地域創造部担当)
	箕面市 子ども未来創造局長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市 地域創造部鉄道延伸・まちづくり 政策統括監		箕面市 子ども未来創造局長
第 5 条 第 1 項 第 2 号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	第 5 条 第 1 項 第 2 号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 助教		大阪大学 大学院 工学研究科 助教 <u>公共交通に見識のある行政経験者</u>
第 5 条 第 1 項 第 3 号	阪急電鉄株式会社の代表	第 5 条 第 1 項 第 3 号	阪急電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表		阪急バス株式会社の代表
	大阪タクシー協会の代表		大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表		阪急バス労働組合の代表
第 5 条 第 1 項 第 4 号	街づくり支援センターみのおの代表	第 5 条 第 1 項 第 4 号	みのおの交通を考える会の代表
	みのおの交通を考える会の代表		栗生第二住宅自治会の代表
	栗生第二住宅自治会の代表		自転車道ネットワーク公募市民の代表
	自転車道ネットワーク公募市民の代表		分科会の副分科会長
	分科会の副分科会長		
第 5 条 第 1 項 第 5 号	箕面商工会議所の代表	第 5 条 第 1 項 第 5 号	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (C OM)		大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (C OM)
	株式会社ジェットの代表		株式会社ジェットの代表
	東急不動産 S C マネジメント株式会社の 代表 (箕面マーケットパークイゾラ)		東急不動産 S C マネジメント株式会社の 代表 (<u>みのおキューズモール</u>)
	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバ ーワールド)		株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバ ーワールド)
	学校法人大阪青山学園の代表		学校法人大阪青山学園の代表
	有限会社箕面自動車教習所の代表		有限会社箕面自動車教習所の代表

第 5 条 第 1 項 第 6 号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官（総務企画）	第 5 条 第 1 項 第 6 号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官（総務企画）
	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）		国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事		大阪府 都市整備部 交通道路室 参事
	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道 事務所 管理第二課長		国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道 事務所 管理第二課長
	大阪府 池田土木事務所 維持保全課長		大阪府 池田土木事務所 維持保全課長
	箕面市 みどりまちづくり部長		箕面市 みどりまちづくり部長
	大阪府箕面警察署 交通課長		大阪府箕面警察署 交通課長

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（1）改正理由

本市機構改革等に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容

第9条中、「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課」を「箕面市地域創造部交通政策室」に改める。

また、第3条に基づいた別表について、「箕面市 市長政策室 政策推進課長」を「箕面市 市政統括 政策推進室長」に改め、「箕面市 健康福祉部 健康福祉政策課長」を「箕面市 健康福祉部 健康福祉政策室長」に改め、「箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課長」を「箕面市 地域創造部 交通政策室長」に改め、「東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（箕面マーケットパークヴィソラ）」を「東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）」に改め、「街づくり支援センターみのおの代表」を削除し、（市民部会）の欄に「連携計画の作成及び評価見直しに携わった住民」を追加する。

（3）新旧対照表

旧		新	
第1条～第8条 略		第1条～第8条 略	
第9条 部会の庶務は、箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課において処理する。		第9条 部会の庶務は、 <u>箕面市地域創造部交通政策室において処理する。</u>	
別表（第3条関係） （専門部会）		別表（第3条関係） （専門部会）	
	構 成 員		構 成 員
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教	1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
2	阪急バス株式会社の代表	2	阪急バス株式会社の代表
3	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所の担当係長	3	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所の担当係長
4	大阪府 池田土木事務所 地域・支援企画課 課長補佐	4	大阪府 池田土木事務所 地域・支援企画課 課長補佐

5	箕面市 みどりまちづくり部 道路課長
6	箕面市 市長政策室 政策推進課長
7	箕面市 健康福祉部 健康福祉政策課長
8	箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課長

(市民部会)

	構 成 員
1	街づくり支援センターみのおの代表
2	みのおの交通を考える会の代表
3	粟生第二住宅自治会の代表
4	自転車道ネットワーク公募市民の代表
5	箕面商工会議所の代表
6	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (COM)
7	株式会社ジェットの代表
8	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表 (箕面マーケットパークヴィソラ)
9	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバーワールド)
10	学校法人大阪青山学園の代表
11	有限会社箕面自動車教習所の代表
12	平成21年度分科会員の特定不便地域、Mバス利用者、公募市民、障害者団体の各代表うち、参画を希望する者
13	公募団体 (利用促進実施) の代表

5	箕面市 みどりまちづくり部 道路課長
6	箕面市 市政統括 政策推進室長
7	箕面市 健康福祉部 健康福祉政策室長
8	箕面市 地域創造部 交通政策室長

(市民部会)

	構 成 員
1	みのおの交通を考える会の代表
2	粟生第二住宅自治会の代表
3	自転車道ネットワーク公募市民の代表
4	箕面商工会議所の代表
5	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (COM)
6	株式会社ジェットの代表
7	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表 (みのおキューズモール)
8	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバーワールド)
9	学校法人大阪青山学園の代表
10	有限会社箕面自動車教習所の代表
11	平成21年度分科会員の特定不便地域、Mバス利用者、公募市民、障害者団体の各代表うち、参画を希望する者
12	公募団体 (利用促進実施) の代表
13	連携計画の作成及び評価見直しに携わった住民

3. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正（案）

（1）改正理由

本市機構改革等に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容

第3条第1項中、「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監」を「箕面市地域創造部副理事」に改める。また第3条第2項中「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課」を「箕面市地域創造部交通政策室」に改める。

（3）新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
第3条 事務局長は、箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監をもって充てる。 2 事務局員は、箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課の職員をもって充てる。	<u>第3条 事務局長は、箕面市地域創造部副理事をもって充てる。</u> <u>2 事務局員は、箕面市地域創造部交通政策室の職員をもって充てる。</u>
第4条～別表 略	第4条～別表 略